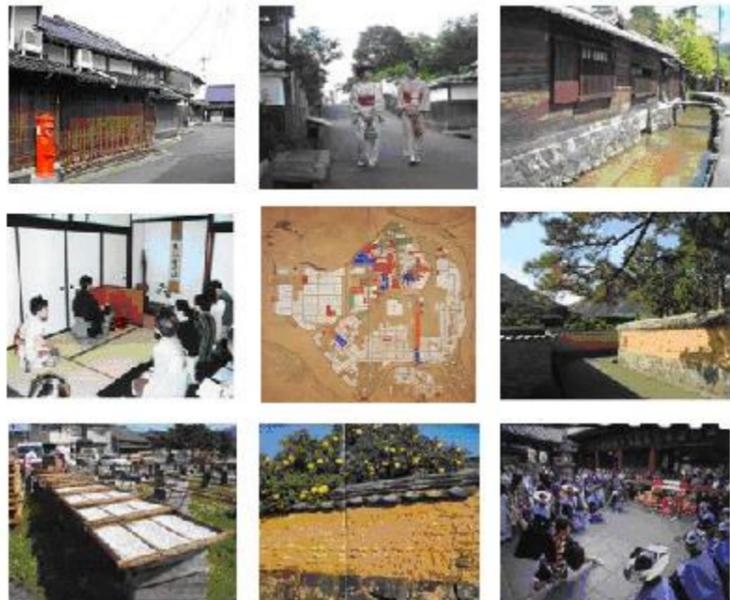


(表紙)

新

萩市歴史的風致維持向上計画



平成26年3月

萩市

(表紙)

旧

萩市歴史的風致維持向上計画



平成24年9月

萩市

萩市歴史的風致維持向上計画

1-1 歴史的風致維持向上計画の基調

- (1) 名称：萩市歴史的風致維持向上計画
- (2) 計画期間：平成20年度～平成30年度
- (3) 目的：

萩は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」と言えるほど、毛利藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残っている。萩城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、萩のまち全体がかけがえのない姿で残されている。

さらに特筆すべきは、当時の人々の祭礼や芸能といった活動、萩焼、萩かまぼこなどの伝統技術や産業技術、城下町の街路の名称（筋名）などが、現在まで市民によって見事に受け継がれ営まれているという点である。

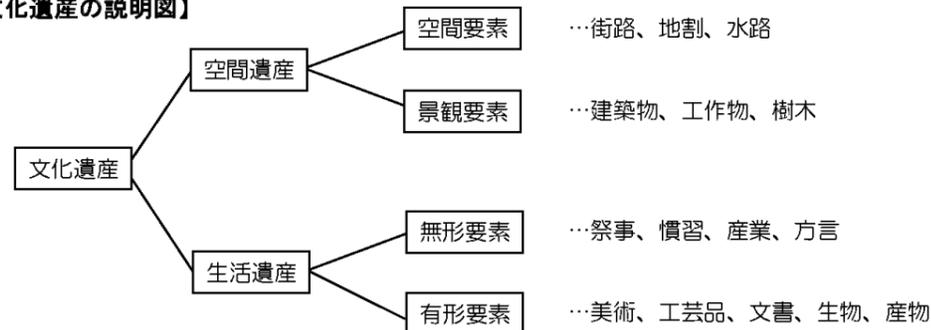
萩市では、このような歴史的な風情、情緒やたたずまいを守るため、昭和47年に萩市歴史的景観保存条例を制定するなど、積極的に施策を展開してきた。

また、平成16年には「萩まちじゅう博物館構想」をまちづくりの基軸とし、このかけがえのない文化遺産を市民と行政が協働して保存、活用、継承し、魅力あるまちづくりに努めるとともに、「萩は、日本の心のふるさと」と思われるようなおもてなしを推進することを宣言した萩まちじゅう博物館条例を施行した。

今回、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行されたことにより、萩市のこれまでのまちづくり行政が、国による支援により一層進むことが期待されることから、この法律に基づいた歴史的風致維持向上計画を策定し、今後の萩市のまちづくりにおける進むべき方向を示すこととする。

従って、この計画は萩市におけるまちづくりの基本構想である「萩市将来展望」に掲げられた基本理念「市民自らが考え、主体的に取り組む市民本位のまちづくり」、「誇るべき歴史・文化、豊かな自然に調和し、新たな価値を創造する活力と魅力あるまちづくり」を実現するための計画のひとつと位置付け、策定にあたっては、関連する「萩市景観計画」及び「萩市都市計画マスタープラン」との整合を図ることとする。

【文化遺産の説明図】



萩市歴史的風致維持向上計画

1-1 歴史的風致維持向上計画の基調

- (1) 名称：萩市歴史的風致維持向上計画
- (2) 計画期間：平成20年度～平成29年度
- (3) 目的：

萩は、「江戸時代の地図がそのまま使えるまち」と言えるほど、毛利藩政期260年間に形成された城下町のたたずまいや町割りなどが今なお残っている。萩城跡や武家屋敷、町家、維新の志士の旧宅、寺院等は、それぞれが日本を代表する貴重な文化財であるとともに、萩のまち全体がかけがえのない姿で残されている。

さらに特筆すべきは、当時の人々の祭礼や芸能といった活動、萩焼、萩かまぼこなどの伝統技術や産業技術、城下町の街路の名称（筋名）などが、現在まで市民によって見事に受け継がれ営まれているという点である。

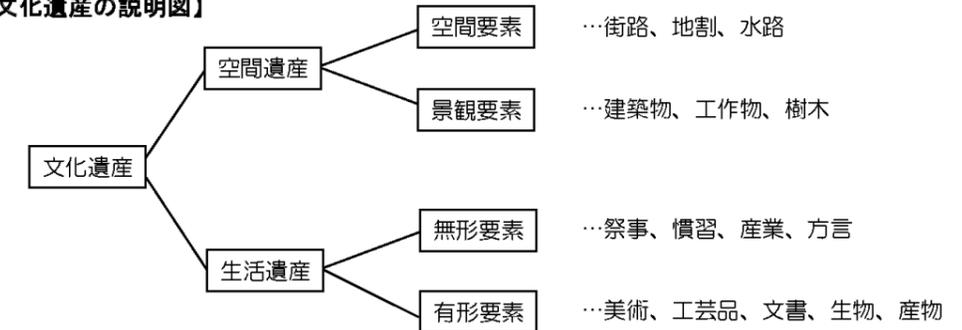
萩市では、このような歴史的な風情、情緒やたたずまいを守るため、昭和47年に萩市歴史的景観保存条例を制定するなど、積極的に施策を展開してきた。

また、平成16年には「萩まちじゅう博物館構想」をまちづくりの基軸とし、このかけがえのない文化遺産を市民と行政が協働して保存、活用、継承し、魅力あるまちづくりに努めるとともに、「萩は、日本の心のふるさと」と思われるようなおもてなしを推進することを宣言した萩まちじゅう博物館条例を施行した。

今回、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が施行されたことにより、萩市のこれまでのまちづくり行政が、国による支援により一層進むことが期待されることから、この法律に基づいた歴史的風致維持向上計画を策定し、今後の萩市のまちづくりにおける進むべき方向を示すこととする。

従って、この計画は萩市におけるまちづくりの基本構想である「萩市将来展望」に掲げられた基本理念「市民自らが考え、主体的に取り組む市民本位のまちづくり」、「誇るべき歴史・文化、豊かな自然に調和し、新たな価値を創造する活力と魅力あるまちづくり」を実現するための計画のひとつと位置付け、策定にあたっては、関連する「萩市景観計画」及び「萩市都市計画マスタープラン」との整合を図ることとする。

【文化遺産の説明図】



■新旧対照表

(P11)

新

- 事業手法の追加変更、文化財指定に関する変更、など
- 平成23年12月26日～平成24年1月24日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など 意見件数 0件
- 平成24年2月10日
第4回萩市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)の開催
- 同年 9月20日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など
- 同年 10月 4日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更を国が認定
- 平成25年3月4日
第5回萩市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)の開催
- 平成26年1月31日～平成26年2月28日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
萩藩校明倫館利活用推進事業の追加など 意見件数 0件
- 平成26年3月14日
第6回萩市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)の開催
- 平成26年3月17日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
萩藩校明倫館利活用推進事業の追加など

■萩市歴史的風致維持向上計画協議会 委員構成

会長	萩市長	行政・萩市
委員	萩市文化財保護審議会会長	学識経験者
	萩市景観審議会会長	学識経験者
	国指定重要文化財「口羽家住宅」所有者	文化財所有者
	NPO萩まちじゅう博物館理事長	市民団体
	社団法人萩文化財保護協会会長	市民団体
	山口県都市計画課長	行政・山口県
	山口県教育委員会社会教育・文化財課長	行政・山口県

(P11)

旧

- 事業手法の追加変更、文化財指定に関する変更、など
- 平成23年12月26日～平成24年1月24日
「萩市歴史的風致維持向上計画」見直し(案)のパブリックコメントの実施
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など 意見件数 0件
- 平成24年2月10日
第4回萩市歴史的風致維持向上計画協議会(法定協議会)の開催
- 同年 9月20日
「萩市歴史的風致維持向上計画」の変更認定申請
歴史的まちなみ看板整備事業の追加など

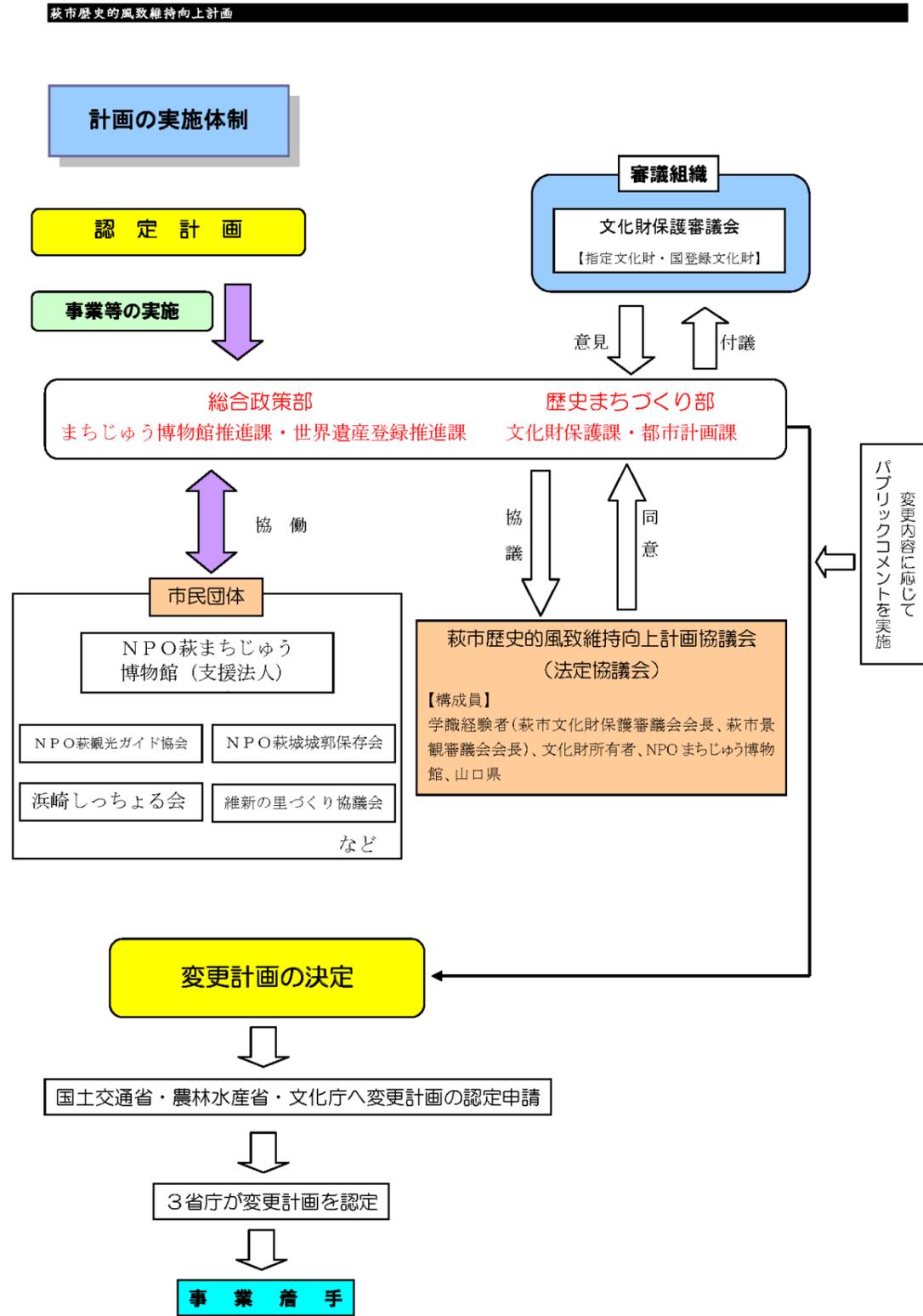
■萩市歴史的風致維持向上計画協議会 委員構成

会長	萩市長	行政・萩市
委員	萩市文化財保護審議会会長	学識経験者
	萩市景観審議会会長	学識経験者
	国指定重要文化財「口羽家住宅」所有者	文化財所有者
	NPO萩まちじゅう博物館理事長	市民団体
	社団法人萩文化財保護協会会長	市民団体
	山口県都市計画課長	行政・山口県
	山口県教育委員会社会教育・文化財課長	行政・山口県

■新旧対照表

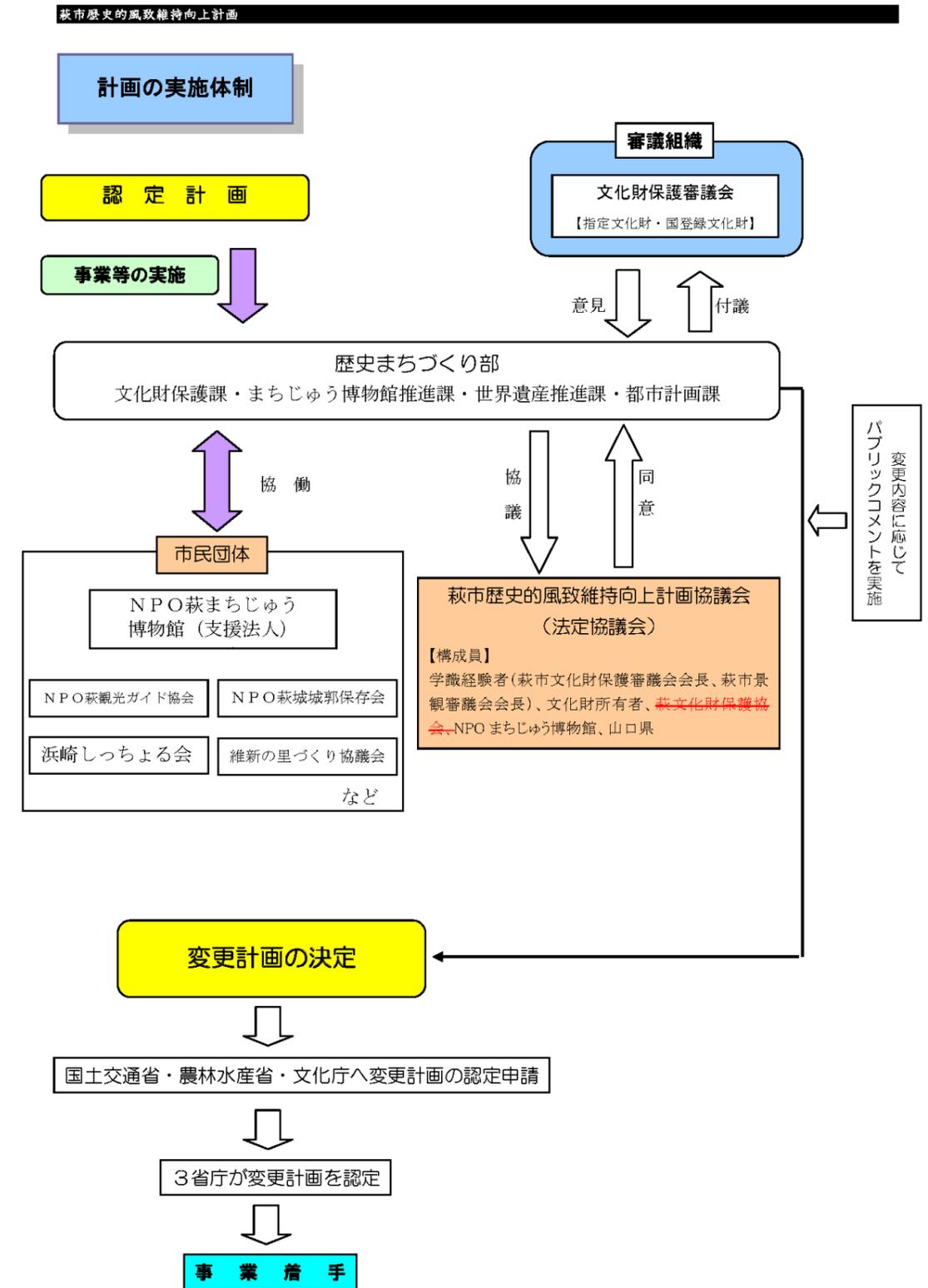
(P14)

新



(P14)

旧



■新旧対照表

(P26)

新

萩市歴史的風致維持向上計画

らの周囲で益田氏に従った家臣の武家屋敷に関連する建造物や商人の町家の町並み（一部が重点景観計画区域）が、また近隣の江崎には港町の町並み（重点景観計画区域）を形成する町家等が現在でも数多く確認できる。

以上のような萩藩に関連する主として藩政時代以降の建造物以外にも、古墳時代から近代に至るまでの阿武地域及び萩沖の島々一帯に脈々と受け継がれてきた生活文化に根ざした歴史的価値の高い**史跡等**が散在する。古代に起源が求められるものとして見島ジーコンボ古墳群（国指定史跡）や穴観音古墳（県指定史跡）があり、中世から近世にかけてのものとして大板山たたら製鉄遺跡（国指定史跡）や庄屋の居宅である森田家住宅（国指定重要文化財）、須佐唐津古窯跡群（県指定史跡）、近代にかけてのものとしてむつみ村役場旧庁舎・土蔵、下横瀬公民館、三見橋（いずれも国登録有形文化財）など、それぞれの地域の歴史的な経緯を反映した多様な建造物が確認できる。

<物件数の表>

所在地別文化財 件数一覧		地域区分							計	
		萩	川上	田万川	むつみ	須佐	旭	福栄		
国	重要文化財等	建造物	10.5			2		2.5	1	16
	史跡	遺跡※	12.5					0.5	1	14
	重要伝統的建造物群保存地区		3					1		4
	計		26	0	0	2	0	4	2	34
県	有形文化財	建造物	5		1					6
	史跡	遺跡	1			2	1		4	4
	計		6	0	1	2	1	0	4	10
市	有形文化財	建造物	18	1			5	1	1	26
	民俗文化財	有形					1			1
	史跡	遺跡	15		2	1	1			19
	歴史的景観保存地区		7							7
	計		40	1	2	1	7	1	1	53
合計		72	1	3	5	8	5	3	97	

※国指定史跡萩往還及び国登録有形文化財の鹿背隧道は、萩、旭地域に跨るためそれぞれ0.5カウントした。
※名勝及び天然記念物は除く。

(P26)

旧

萩市歴史的風致維持向上計画

らの周囲で益田氏に従った家臣の武家屋敷に関連する建造物や商人の町家の町並み（一部が重点景観計画区域）が、また近隣の江崎には港町の町並み（重点景観計画区域）を形成する町家等が現在でも数多く確認できる。

以上のような萩藩に関連する主として藩政時代以降の建造物以外にも、古墳時代から近代に至るまでの阿武地域及び萩沖の島々一帯に脈々と受け継がれてきた生活文化に根ざした歴史的価値の高い建造物が散在する。古代に起源が求められるものとして見島ジーコンボ古墳群（国指定史跡）や穴観音古墳（県指定史跡）があり、中世から近世にかけてのものとして大板山たたら製鉄遺跡（県指定史跡）や庄屋の居宅である森田家住宅（国指定重要文化財）、須佐唐津古窯跡群（県指定史跡）、近代にかけてのものとしてむつみ村役場旧庁舎・土蔵、下横瀬公民館、三見橋（いずれも国登録有形文化財）など、それぞれの地域の歴史的な経緯を反映した多様な建造物が確認できる。

<物件数の表>

所在地別文化財 件数一覧		地域区分							計	
		萩	川上	田万川	むつみ	須佐	旭	福栄		
国	重要文化財等	建造物	10.5			2		2.5	1	16
	史跡	遺跡※	11.5					0.5		12
	重要伝統的建造物群保存地区		3							3
	計		25	0	0	2	0	3	1	31
県	有形文化財	建造物	5		1					6
	史跡	遺跡	1			2	1		1	5
	計		6	0	1	2	1	0	1	11
市	有形文化財	建造物	18	1			5	1	1	26
	民俗文化財	有形					1			1
	史跡	遺跡	15		2	1	1			19
	歴史的景観保存地区		7							7
	計		40	1	2	1	7	1	1	53
合計		71	1	3	5	8	4	3	95	

※国指定史跡萩往還及び国登録有形文化財の鹿背隧道は、萩、旭地域に跨るためそれぞれ0.5カウントした。
※名勝及び天然記念物は除く。

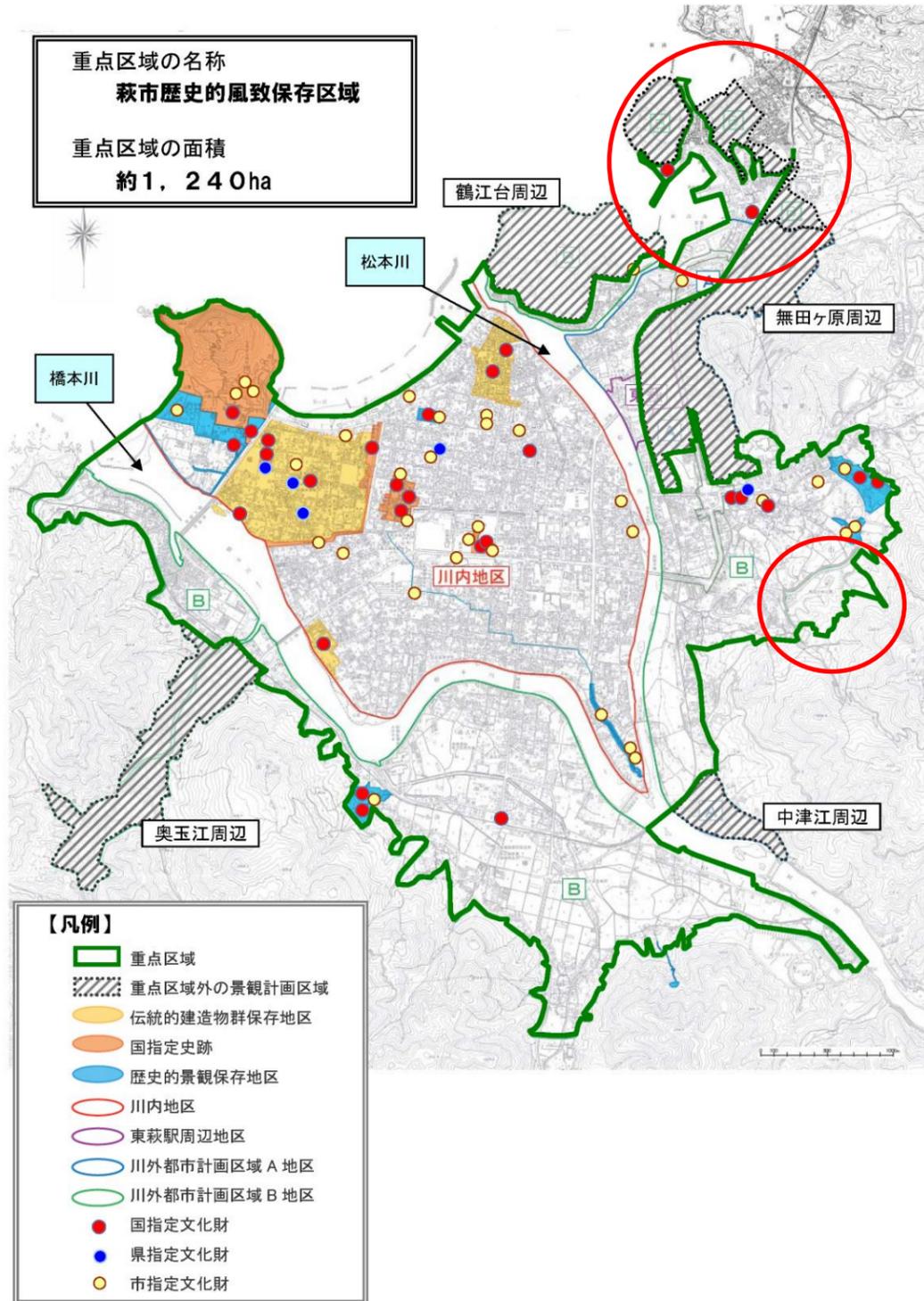
■新旧対照表

(P80)

新

萩市歴史的風致維持向上計画

重点区域の範囲を区域図として下記に示す。

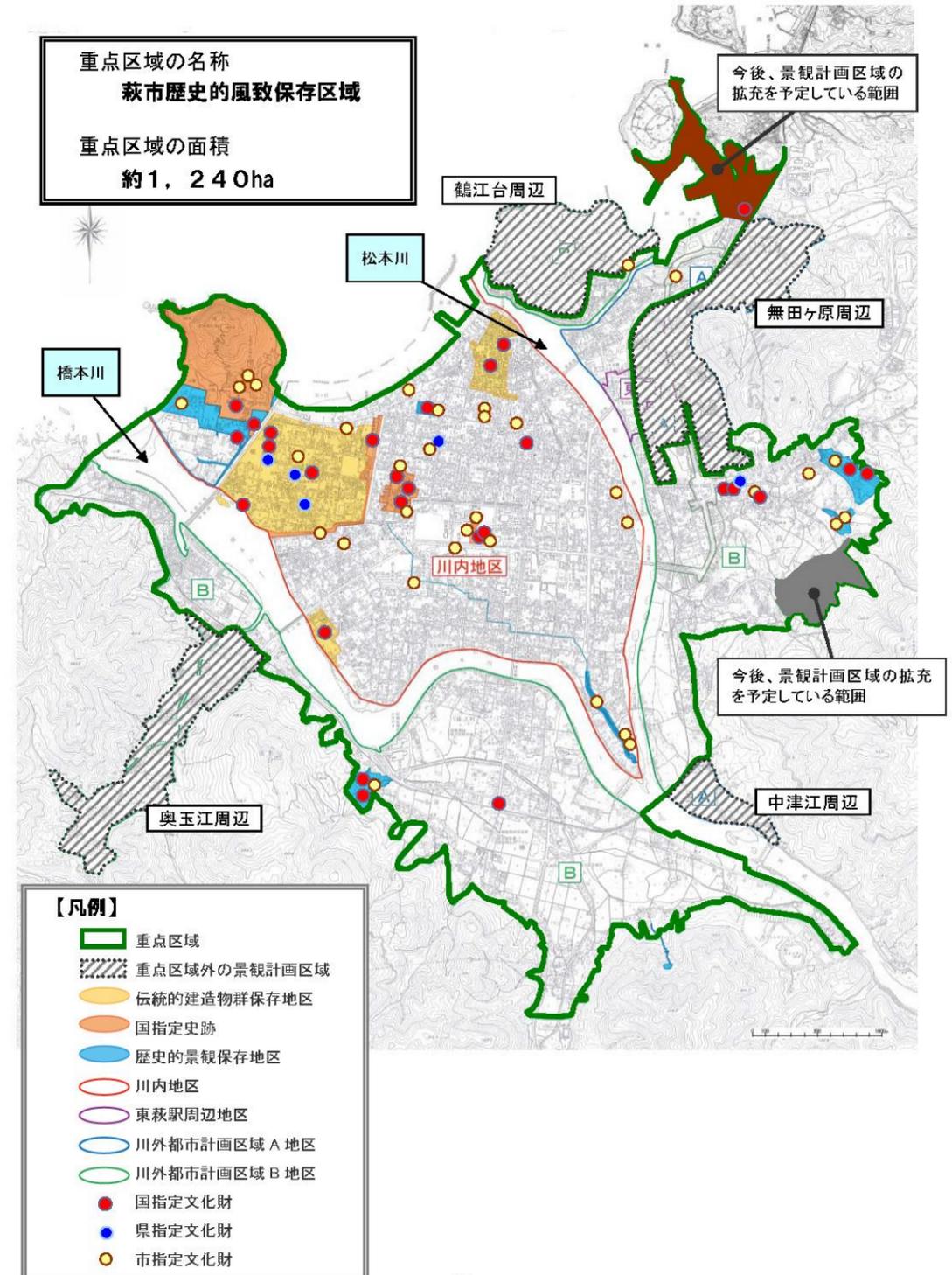


(P80)

旧

萩市歴史的風致維持向上計画

重点区域の範囲を区域図として下記に示す。



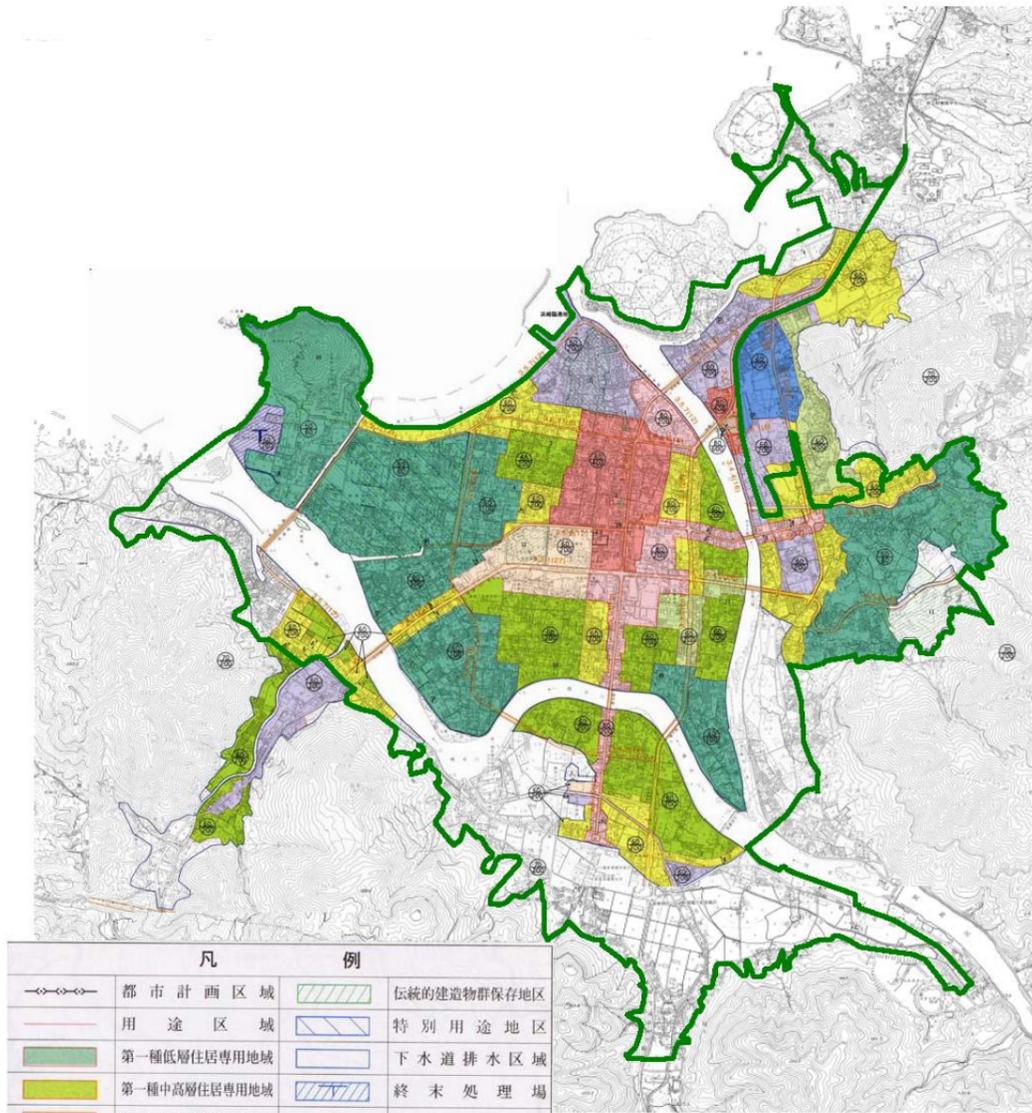
■ 新旧对照表

(P82)

新

秋市歴史の風致維持向上計画

都市計画總括図



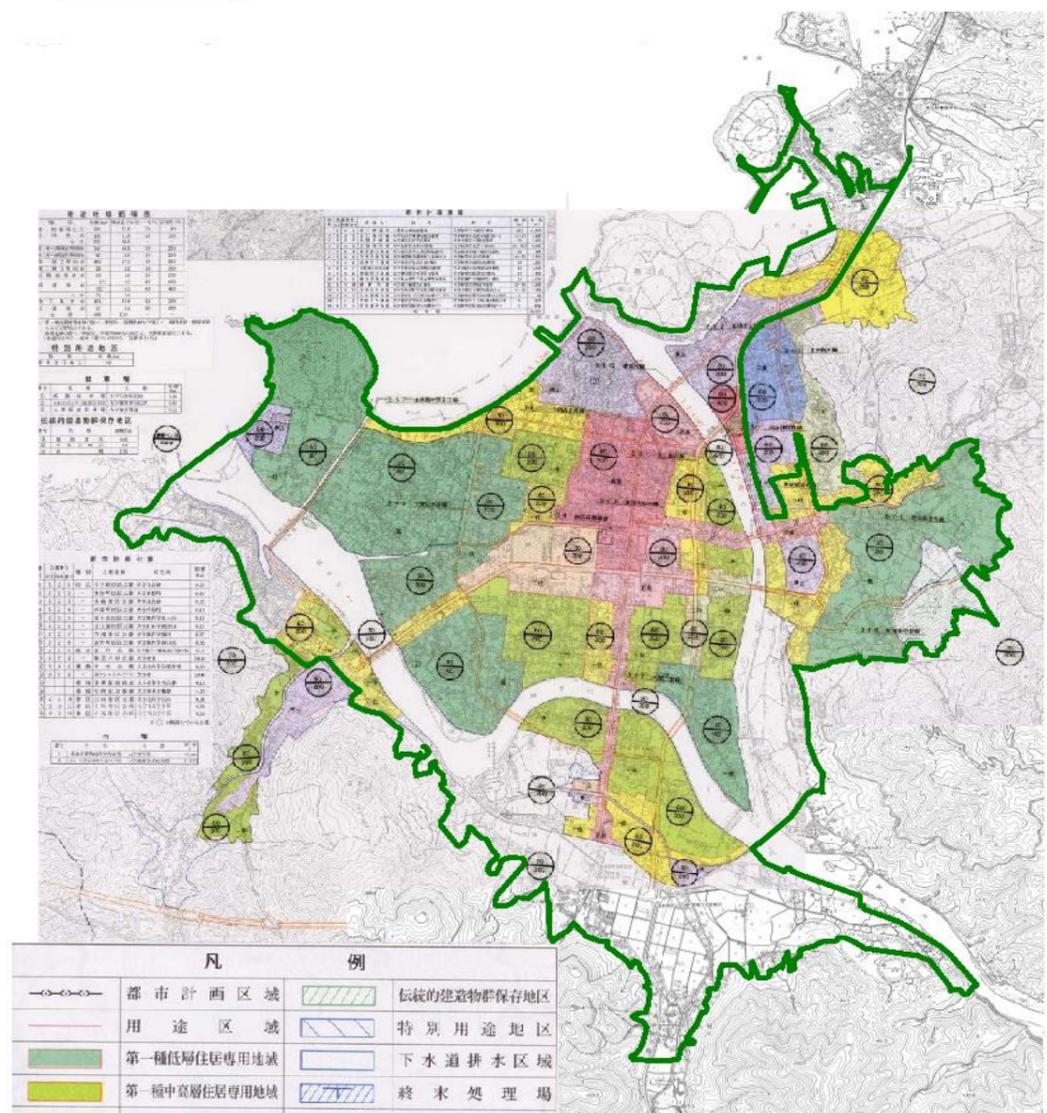
重点区域

(P82)

旧

秋市歴史の風致維持向上計画

都市計画總括図



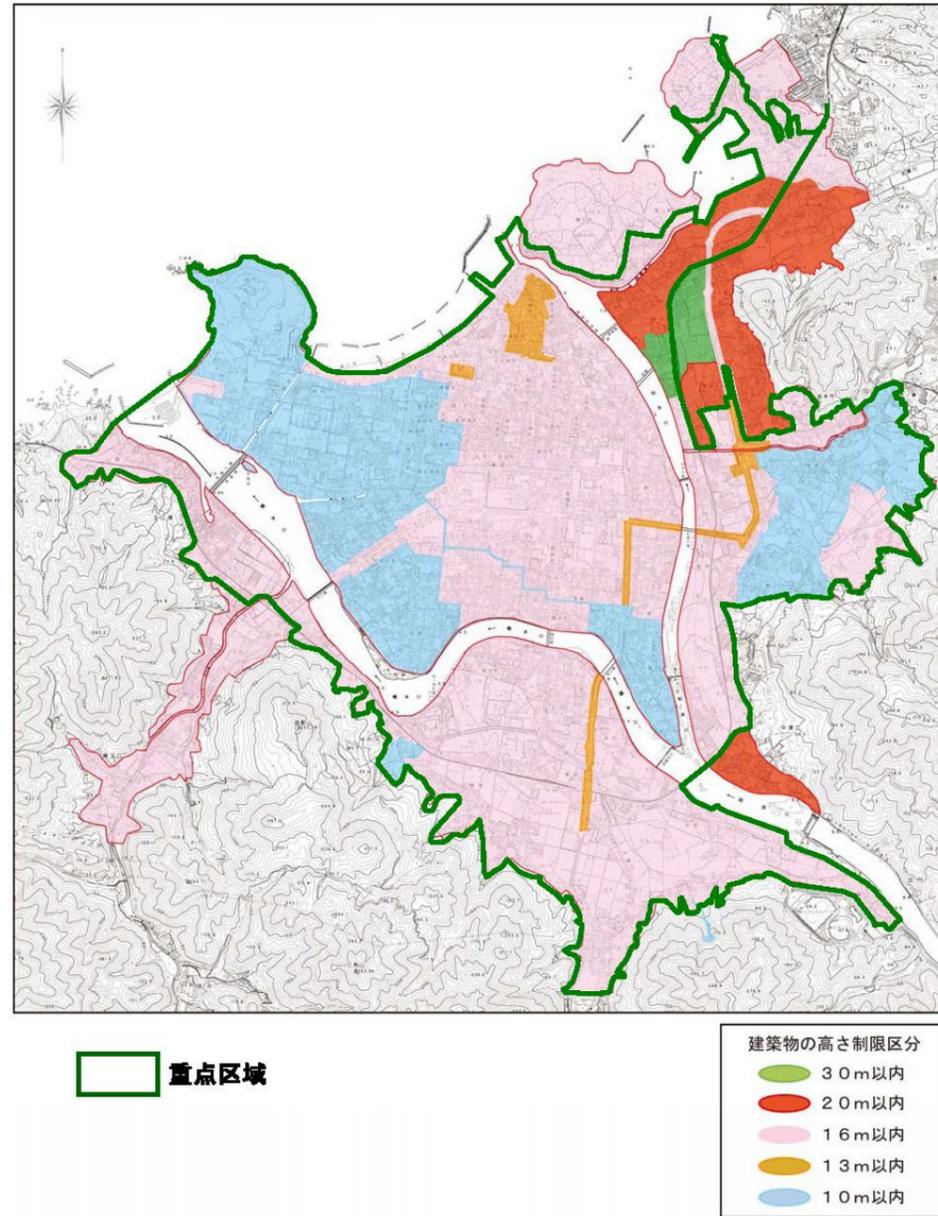
重点区域

■新旧対照表

(P87)

新

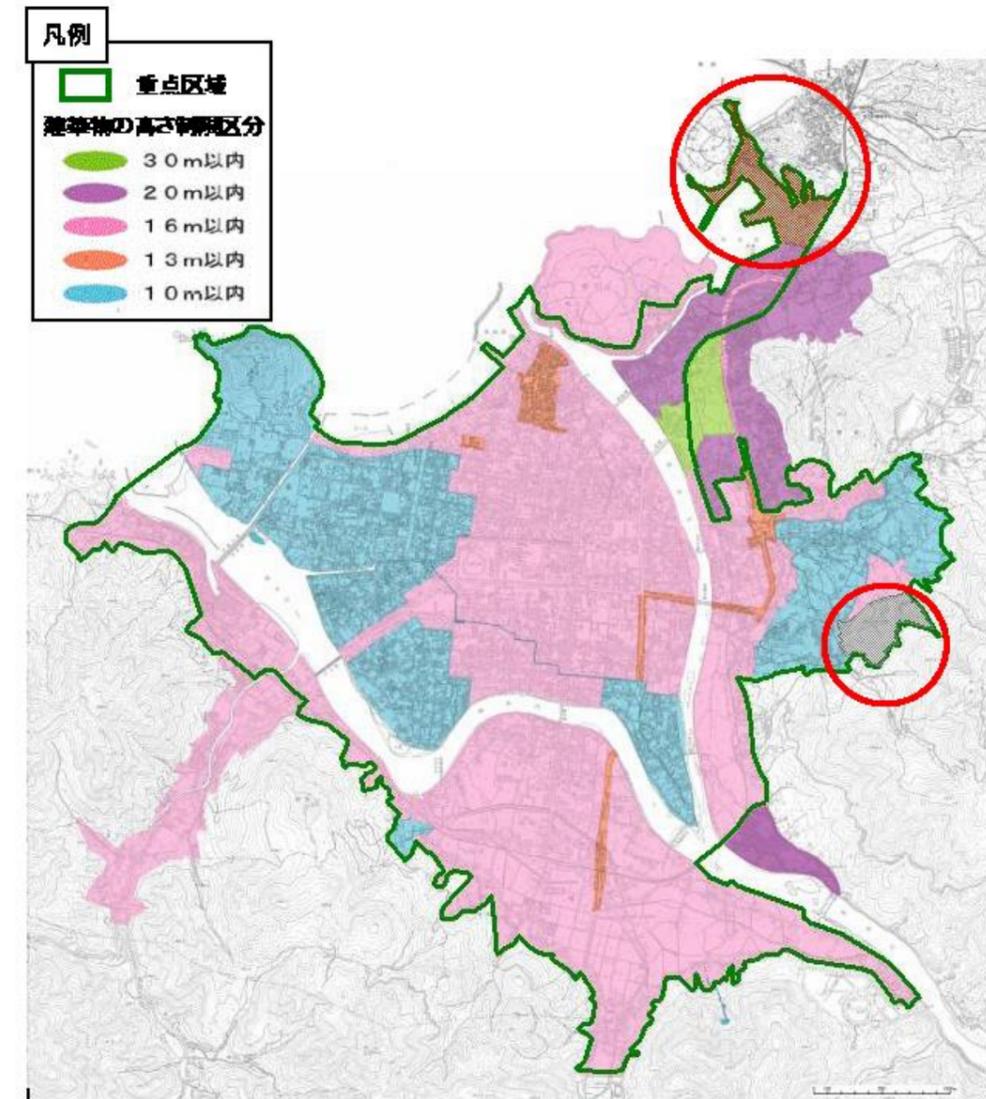
建築物の高さ制限図



(P87)

旧

建築物の高さ制限図



※上部の円で示す範囲

世界文化遺産国内暫定一覧表記載資産の構成資産でもある国指定史跡萩反射炉等が存在し、周辺についても萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的風致が展開する地域であるため、今後景観計画区域の拡充を予定している範囲。

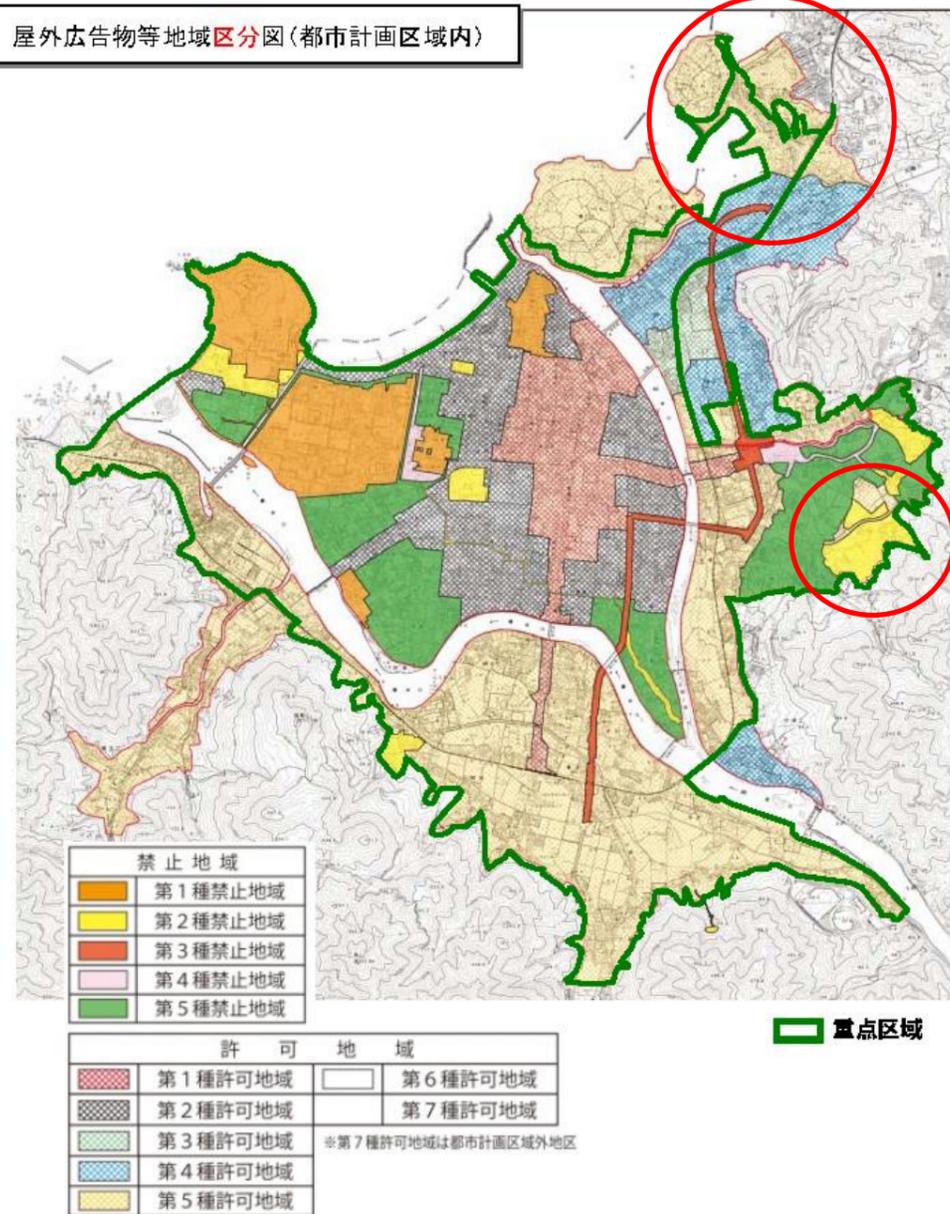
※下部の円で示す範囲

景観計画において一般景観計画C地区に指定されているが、都市公園区域として都市計画決定されている地域であるため、今後B地区とする等景観計画区域の変更を予定している範囲。

iv) 萩市屋外広告物等に関する条例に基づく措置

萩市屋外広告物等に関する条例では、市全域を許可地域7種類、禁止地域5種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定めている。このうち、本計画の重点区域内のうち、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を中心に、自家用広告物以外の広告物の掲出を原則禁止する禁止地域に指定するなど強い制限をかけ、設置が認められている自家用広告物についてもより詳細な基準を設け、歴史的風致を阻害しない屋外広告物掲出の誘導を図っている。

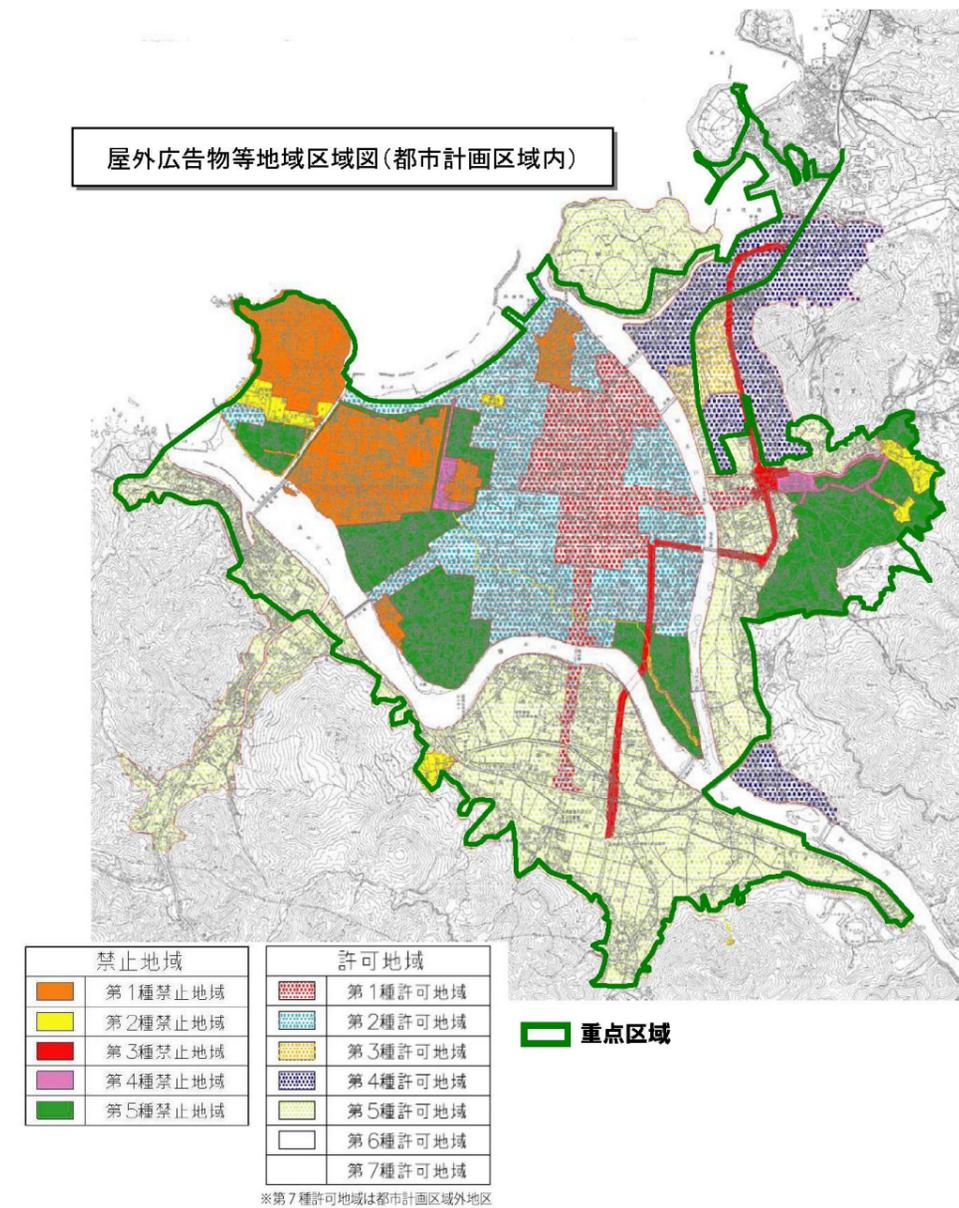
屋外広告物等地域区分図(都市計画区域内)



iv) 萩市屋外広告物等に関する条例に基づく措置

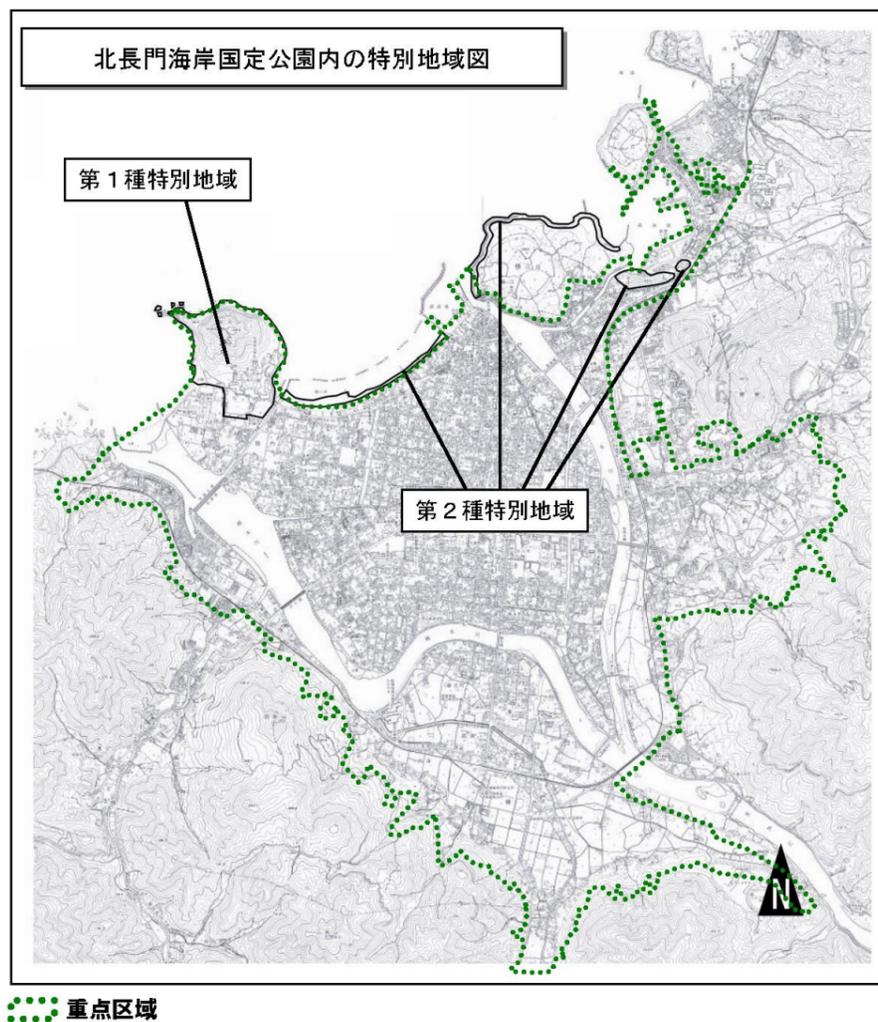
萩市屋外広告物等に関する条例では、市全域を許可地域7種類、禁止地域5種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定めている。このうち、本計画の重点区域内のうち、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を中心に、自家用広告物以外の広告物の掲出を原則禁止する禁止地域に指定するなど強い制限をかけ、設置が認められている自家用広告物についてもより詳細な基準を設け、歴史的風致を阻害しない屋外広告物掲出の誘導を図っている。

屋外広告物等地域区域図(都市計画区域内)



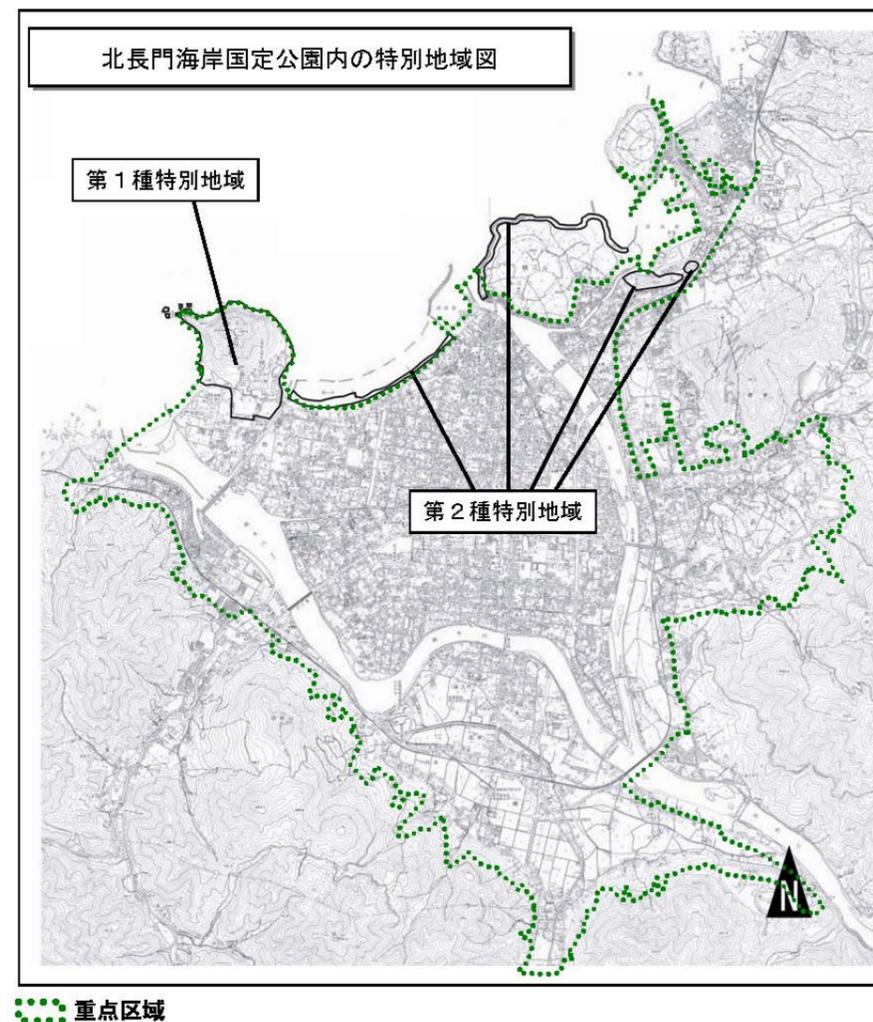
v) 自然公園法に基づく措置

自然公園法の規定に基づき、萩市の大半の沿岸部が北長門海岸国定公園に指定されている。このうち、本計画の重点区域内については、かつての城郭の中心でもある指月山については、第一種特別地域に指定されており、工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制とし、当該公園の風致の保全を図っている。また、萩城下町の菊ヶ浜から笠山にかけての沿岸部が第二種特別地域に指定されており、同じく工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制としているが、農林漁業活動については一定の行為を認めることによりこれらとの共存を図りつつ、当該国定公園の風致の維持を図っている。



v) 自然公園法に基づく措置

自然公園法の規定に基づき、萩市の大半の沿岸部が北長門海岸国定公園に指定されている。このうち、本計画の重点区域内については、かつての城郭の中心でもある指月山については、第一種特別地域に指定されており、工作物の設置等の行為については、山口県知事の許可制とし、当該公園の風致の保全を図っている。また、萩城下町の菊ヶ浜から笠山にかけての沿岸部が第二種特別地域に指定されており、同じく工作物の設置等の行為については、山口県知事の許可制としているが、農林漁業活動については一定の行為を認めることによりこれらとの共存を図りつつ、当該国定公園の風致の維持を図っている。



萩市歴史的風致維持向上計画

(9) 萩藩校明倫館活用推進事業

【整備主体】萩市

【活用する国の支援事業】社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）

【事業期間】平成26年度～平成30年度

【位置】江向地内

【事業の概要】旧明倫小学校校舎4棟の耐震改修、内装整備及び駐車場整備

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩市では、平成21年1月に萩藩校明倫館跡を歴史的風致形成建造物に指定し、これまでに校舎本館の床や窓枠、本館前から南門前の通路、さらに敷地西側の土塀を改修し、歴史的価値の高い貴重な学校施設を維持してきたが、建築から78年が経過し、老朽化が進んでいることや安心・安全な教育環境を図るべく耐震性の観点から、小学校としての機能を平成26年4月に隣接地に移転することとなった。

移転後の小学校跡地は、一部が国の史跡に指定されているほか、昭和10年建築の校舎棟4棟が現存するなど文化財的価値に加え、全国的にも例のない大規模な校舎棟は、萩の町並みに調和して壮大な歴史的景観を形成している。さらに跡地は、市街地の中心部に位置し、公共施設や公園、商店街に隣接する利便性の高い場所であることから、今後は、「歴史・文化・教育ゾーン」として位置づけ、観光の拠点、教育伝承の場、生涯学習・市民活動の場、資料展示の場として活用することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



旧明倫小学校校舎棟（外観）



旧明倫小学校校舎棟（内観）



事業実施範囲

国史跡指定範囲



歴史的風致形成建造物の範囲

萩市歴史的風致維持向上計画

(10) 萩・幕末維新検定

【事業主体】萩・幕末維新検定実行委員会

【活用する事業名称】市単独事業

【事業期間】平成25年度～

【事業の概要】萩・幕末維新検定の開催

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩・幕末維新検定は、平成30年の明治維新150年に向けた事業展開の一つに位置付けられている。幕末・明治維新の萩ゆかりの人物や歴史などをクイズ形式により学びながら、近代日本の礎を築いた人物の関連遺産が数多く残る萩の魅力を再発見するとともに、全国に向けて広く情報発信することで、歴史的風致の維持及び向上を図る。



萩・幕末維新検定問題集
A5版 179ページ



萩・幕末維新チラシ

(11) 萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業

【事業主体】萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業実行委員会

【活用する事業名称】文化遺産を活かした地域活性化事業

【事業期間】平成25年度～平成27年度

【事業の概要】萩まちじゅう博物館に点在するおたから（文化遺産）の調査、認定、公開

【事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由等】

萩に住む人々が萩の魅力を再発見するとともに、萩のまちのおたから（文化遺産）を守り育てながら、誇りをもって次世代に伝えていこうというまちづくりの取組みである「萩まちじゅう博物館」を一層推進するため、まちじゅうに広がるおたから（文化遺産）の調査・認定・公開を行う萩まちじゅう博物館文化遺産活用事業に市民と協働で取り組むことで、萩市の歴史的風致の維持及び向上を図る。



実行委員会の開催



おたから（文化遺産）の調査



地域おたからマップの作成



地域交流イベントの開催